

地域脱炭素推進に向けたパートナー事業者募集 公募型プロポーザル実施要領

本市では「神戸市地球温暖化防止実行計画」において、2030年度までに500MWの再生可能エネルギーを導入する目標を掲げている。市域におけるさらなる再生可能エネルギー拡大をめざし、環境省交付金事業である「脱炭素先行地域」への応募を検討するにあたり、国が指定する提出書類の作成及び選定後の事業に取り組むパートナーを選定するため、必要な事項を定めるものである。

1. 事業名称

地域脱炭素推進に向けたパートナー事業者募集

2. 概要

(1) 電力脱炭素化エリア（以下、「エリア」）※

- ・ポートアイランド内

※詳細は、参加申込書及び秘密保持誓約書を提出後、応募資格があると認められた場合に提示する。

(2) 事業内容

(ア) エリアで使用する再生可能エネルギー調達方法の提案

最大限の追加性及び地産地消電源の確保を前提に、調達先をエリア内・市内・市外ごと整理し、提案すること。あわせて調達方法を、自家消費、相対契約、再エネメニューまたは証書のいずれかで整理すること。

エリア内の本市所有施設等※については、追加性再エネの設置場所として活用するため、パートナー事業者に対し、本市が使用許可等を行うことを想定している。

※詳細は、参加申込書及び秘密保持誓約書を提出後、応募資格があると認められた場合に提示する。

(イ) エリア内の最適なエネルギーマネジメントの構築

効率的な電力需給管理のあり方、省エネによる電力削減の取組を提案するとともに、エリア内の再エネ電源や既存の施設・インフラ等の活用についても検討すること。

(ウ) エリア内需要家への合意に向けた提案

需要家への声掛け・募集は、本市がパートナー事業者と共に実施することを想定しているため、合意に向け、必要な情報（新たな再エネメニューの提示、エネマネ効果、省エネ設備の導入など）を整理すること。

(エ) 国の交付金事業の申請等に関する資料の作成支援

(3) 事業費用

本業務に係る費用は、パートナー事業者の負担とする。脱炭素先行地域への選定後は、事業実施に係る経費として、国交付金を原資とした補助金の交付等を想定している。

なお、次項に記載する協定期間内に脱炭素先行地域の選定がない、または国の交付金対象外となった場合は、補助金の交付等はないものとし、事業実施を中止することが出来る。

3. パートナー事業者協定

(1) 協定締結

本プロポーザルによるパートナー事業者としての選定後、本市とパートナー事業者は、本事業内容の実施にかかる協定を締結する。詳細は、本市と協議の上決定する。

なお、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、協定締結をしないことがある。

(2) パートナー事業者としての協定期間

協定締結日から 2025 年 3 月 31 日までとする。ただし、脱炭素先行地域に選定された場合は、毎年協議の上、最長 2031 年 3 月 31 日まで延長する。

(3) その他

協定締結後、履行期間中にパートナー事業者が、「神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要項」に基づく除外措置を受けたときは、協定の解除を行う。

4. 応募資格（資格要件を満たさない場合は、応募を無効とする）

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 当該業務の実施に必要な組織、人員、設備、技術・能力等を有していること。
- (2) 経済産業省が定める小売電気事業者であり、電力販売の実績があること。
- (3) 兵庫県内に本社又は営業所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (5) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている事業者でないこと。
- (7) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び市税等に滞納がないこと。
- (8) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (10) 本市の希望する日時・場所に打合せができるような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (11) 共同企業体で応募する場合、その構成員は単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (12) 共同企業体で応募する場合は、共同企業体として（1）の要件を満たすこと。また、共同企業体のすべての構成員が（4）～（9）の要件をすべて満たすこと。

5. スケジュール

公募要領の配布開始日	2024 年 5 月 10 日（金曜）14 時以降
参加申請関係書類・質問書の提出期限	2024 年 5 月 22 日（水曜）17 時まで（必着）

質問書に対する回答	2024年5月27日（月曜）（予定）
応募書類の提出期間	2024年5月28日（火曜）～5月30日（木曜）17時まで（必着）
企画提案審査会	2024年6月4日（予定）
選定結果通知・公表	2024年6月上旬（予定）

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領等の交付

交付開始	2024年5月10日（金曜）14時以降
交付書類	① 公募型プロポーザル実施要領（本書） ② 各種様式
交付方法	以下神戸市ホームページにて掲載 https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/energy/20240510.html ※直接配布、郵送等による配布は行わない。

(2) 参加申請手続き

受付期間	公募要領の配布開始から2024年5月22日（水曜）17時まで
提出書類	<p>①（様式第1号）参加申込書</p> <p>②（様式第2号）秘密保持誓約書</p> <p>③（様式第3号）法人・団体概要（法人・団体のパンフレット等があれば、要添付）</p> <p>④（様式第4号）共同企業体結成届出書</p> <p>※共同企業体での応募の場合のみ。なお、共同企業体構成員の①と③も提出すること。</p> <p>⑤ 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）（写しでも可。）</p> <p>⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可。）</p> <p>※滞納がないことを証明する納税証明書によること。</p> <p>※当該区市町村において、上記様式等がない場合は各区市町村民税の納付を称する証明書様式にて提出すること。</p> <p>⑦（様式第5号）神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書</p> <p>⑧ その他 参加資格要件が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類 ・電力販売実績が確認できる書類（直近年度の有価証券報告書等） ・兵庫県内に本社又は営業所を有していることを示す書類（様式は問わない。） <p>※その他、書類提出を求める場合がある。</p> <p>※神戸市の入札参加資格がある場合は⑤⑥⑦の提出は省略可。</p> <p>※⑤⑥については提出時点で発行日より3か月以内のものとする。</p>
通知	資格要件を満たさなかった場合のみ、参加資格審査申請書受理後に電子メールにて通知する。

(3) 質問の受付

受付期間	2024年5月10日（金曜）から2024年5月22日（水曜）17時まで
提出書類	（様式第6号）質問書
回答方法	参加者全員に対して、2024年5月27日（予定）に電子メールにより回答する。 ※面会又は電話による質問は受け付けない。 なお、質問書への回答を以て、本公募要領の補完とする。

(4) 応募書類の提出

受付期間	2024年5月28日（火曜）から2024年5月30日（木曜）17時まで
提出書類	①企画提案書（任意様式） 【様式】 A4版（縦横自由）で作成し、PDFデータに変換すること。表紙、目次をつけ、表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載し、20ページ以内とすること。なお、表紙、目次はページ数に含まないものとする。 【記載必須項目】 ア) 本業務実施に対する基本方針・業務実績 イ) 本業務実施にあたっての人的な推進体制や具体的な進め方 ウ) 事業管理責任者名・連絡先 エ) 業務内容に関する事業提案内容・セールスポイント オ) 本業務の実実施スケジュール ※提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。ただし、協定締結に向けた事前協議によっては、一部、提案のとおりには実施しない場合がある。 ※提案内容は、パートナー事業者候補として確定後、再度、市と詳細を協議して決定する。

(5) 注意事項

応募者が本公募要領に定める手続きを遵守しない場合や、応募書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(6) 上記（2）～（4）の提出先・提出方法

本要領「8（3）問い合わせ先」のメールアドレスまで、電子メールで送付すること。
※直接提出、郵送等による提出は受け付けない。

7. 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ① 提出された事業企画書・提案等について、当該業務への適合性、業務完遂能力などの内容点を評価する企画提案方式により、2024年6月4日（予定）に神戸市役所にて行う企画提案審査会での審査をもとに、パートナー事業者候補を決定する。

② 企画提案審査会の日時等詳細については、参加申請者に対し後日案内を送付する。

(2) 企画提案審査会

- ① 応募者は、提案事項の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員からの質疑を受ける。1 団体につき説明時間は 20 分以内とし、審査員からの質疑時間は 10 分程度とする。なお、企画提案審査会の出席は原則 3 名までとする。
- ② 提案内容にあたり、モニター・HDMI については神戸市が用意する。使用するパソコン及びその他必要な機材は応募者が用意すること。

(3) 審査項目及び配点

審査項目		審査の主なポイント	配点	評価者
企画提案審査会	業務遂行能力	業務経歴	15	審査委員
		業務実施体制	15	
		業務内容への理解	15	
技術提案の内容	地域脱炭素に向けた取組提案	25		
	リスク管理計画	10		
	本市への経済効果(メリット)の提案	20		

- ① 審査員 1 人につき 100 点、審査員 5 人の合計 500 点満点で評価した点数を評価点とする。
- ② 企画提案審査会における審査は、上記に示した審査項目について採点し、評価点が最も高い団体をパートナー事業者候補とする。なお、パートナー事業者候補先を選定することが適当でないと審査委員会が判断した場合は、パートナー事業者候補先を選定しない。
- ③ 審査はパートナー事業者候補の優先順位を決定するものであり、審査の結果、優先順位が最も高いパートナー事業者候補と本市による協議のうえ、提案内容の見直しを行うものとする。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ③ パートナー事業者候補選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書等の応募書類が提出期限を過ぎて到着したとき

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 応募書類の提出に係るすべての費用については、応募者の負担とする。
- ② 提出書類等の返却はしない。なお、神戸市は必要な範囲において、提出書類等を複写する場合がある。
- ③ 提出書類等は、候補者の選定後、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ④ 期限後の提出書類の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- ⑤ 提出書類等に対し、必要に応じて神戸市よりヒアリングを実施する場合がある。
- ⑥ 参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 情報セキュリティ

本業務で個人情報の取り扱いが生じる場合は、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(3) 問い合わせ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 3階

神戸市環境局脱炭素推進課 企画推進担当

電話：078-595-6088

メールアドレス：energy@office.city.kobe.lg.jp

受付時間：土日祝日を除く平日 9時00分～17時00分（12時00分～13時00分を除く）